

十和田市公共施設予約システム構築業務に係る公募型プロポーザルへの質問・回答

No.	質問受付日	質問内容	回答内容
1	2021/7/15	各種帳票類、及び料金設定表について、ご提供いただくことは可能でしょうか。	別表1の条例及び施行規則及びをご参照ください。ただし、各種帳票の様式は施行規則で定められている様式を、ご提案いただくシステムの標準様式に変更することで、原則カスタマイズを極力行わず使用する方針です。
2	2021/7/16	企画提案書等の提出部数について、プロポーザル実施要領4.企画提案書等の作成及び提出(3)提出要領③提出部数に「紙媒体12部(プロポーザル届出書は1部。見積書は1部)」と記載があります。一方で、提案書作成要領1.共通事項(2)に「正本1部、副本9部」と記載があります。提出部数としては、以下の理解でよろしいでしょうか。 ・企画提案書(提案書、機能要件表、業務工程表、業務実施体制調書のセット)10部(正本1部、副本9部) ・プロポーザル届出書1部 ・見積書1部 計12部	・プロポーザル実施要領のP.3「4.(3)②」とP.6「提案書作成要領1.(2)」で提出部数の記載に誤りがありました。大変申し訳ございません。ご提出いただいた書類ごとの部数について正しくは下記のとおりとなります。 ・提案書、機能要件書、業務工程表、業務実施体制調書 12部(正本1部、副本11部) ・プロポーザル届出書 1部 ・見積書 1部 ※1 紙媒体で提出するとともに、提案書、機能要件書、業務工程表、業務実施体制調書は電子ファイルで媒体に納めてご提出ください。 ※2 ホームページ掲載中のプロポーザル実施要領は修正したものに差替え致しました(修正部分は朱書き)。
3	2021/7/16	プロポーザル実施要領4.企画提案書等の作成及び提出(3)提出書類に「社名及び会社が特定できるようなロゴマークは除く」とありますが、副本だけでなく正本についても同様でしょうか。	・副本のロゴマークは除いていただきますが、正本についてはあっても差し支えありません。
4	2021/7/16	■ウェブによるオンライン参加について プレゼンテーションにつきましては、十和田市様その他、複数場所からの接続は問題ございませんでしょうか。 (例えば、十和田市様、弊社A、弊社Bなどの3者接続)	・ご要望があれば接続先のメールアドレスを事前にご連絡いただくことで、複数場所との接続は問題ございません。ただし、一つの提案事業者につき2か所での接続をお願いします(左記質問例でいうところの3者接続まで)。
5	2021/7/16	■企画提案書について 『十和田市公共施設予約システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領』参照 4. 企画提案書等の作成及び提出 (3)提出要領 ①提出書類  「企画提案書には、社名及び会社が特定できるようなロゴマークは除く」と記載されておりますが、社名自体も特定できないように「弊社」等の記述にするという認識でお間違い無いですでしょうか。	・お見込みのとおりです。社名特定できないように「弊社」等の記述をお願いします。
6	2021/7/16	■提出書類の部数について 『十和田市公共施設予約システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領』参照 ・4. 企画提案書等の作成及び提出 (3)提出要領 ②提出部数 紙媒体12部 ・別紙1 提案書作成要領 1. 共通事項 (2) 正本1部、副本9部、電子ファイル用媒体  上記記載におきまして、紙媒体の部数は、12部、または計10部(正本1部、副本9部)のどちらになりますでしょうか。	上記No.2と同じ回答内容となります。